

年金あれこれ

●付加保険料を納付しませんか

○付加年金とは

平成21年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料（平成21年度は14,660円）のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付することができる対象者の方は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

○付加年金額は

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は年200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

※付加保険料の納付手続きについて、役場戸籍年金係または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

●旭川社会保険事務所から『テレマーケティングについて』お知らせ

○国民年金保険料納付のご案内をしております！！

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても受けられなくなる場合があります。

被保険者の皆さまの年金権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料の納付が確認できない場合に社会保険事務所の職員または社会保険事務局が委託を行った者から、「お電話」より納付のご案内を行っております。委託を受けた者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられており、必要な情報以外は閲覧できないこととなっております。

なお、平成21年度においては「㈱オリエントコーポレーション（フリーダイヤル 0120-217-736：発信番号通知も同じ番号が表示）」がお電話による納付のご案内を行っております。

みなさまのプライバシー保護には万全の体制をとっております。
また、夜間・休日にもお電話をおかけしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～ 子どもの体力の現状 ～

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いています。現在の子どもの結果を親の世代である30年前と比較すると、ほとんどの項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など子どもの体格について比較すると逆に親の世代を上回っています。このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しているといえます。

子どもの体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねません。

（文部科学省 子どもの体力向上のために 抜粋）－和寒町青少年育成町民会議－

※来月号以降で体力向上についてお伝えします。

	男子		女子	
	親の世代	今の子ども	親の世代	今の子ども
身長 (cm)	141.8	145.3(↑3.5)	144.4	147.2(↑2.8)
50m走(秒)	8.8	9.0(↓0.2)	9.1	9.2(↓0.1)
ソフトボール投げ(m)	34.0	29.8(↓4.2)	19.9	17.8(↓2.1)

※親の世代昭和50年度の11歳、今の子ども達は平成17年度の11歳